

人材採用で、 こんなお悩みのある企業様へ

人材を確保したいが、
働き手がなかなか見つからない…

外国人雇用に興味があるけど、
どこに相談したら良いかわからない…

求人広告を出しても成果が出ず、
広告費がもったいない…

外国人を雇用したいけど
教育に時間がかかりそう…



特定技能外国人

を迎え入れて、
解決しませんか？

特定技能外国人とは？

日本の人手不足が深刻な業種で就労可能な「特定技能」の在留資格を持ち、**一定の専門性・技能を有する即戦力の外国人**のことを「特定技能外国人」といいます。18歳以上で、かつ各分野の試験や日本語能力試験を合格していること等が特定技能外国人の必須要件です。したがって、安心して日本企業に迎え入れることができます。

詳しい情報は
裏面をご覧ください！



登録支援機関「Roadコンサルティング」だからできること



① 外国人サポート事業「富士山メソッドプロジェクト」を運営

「富士山の麓でみんなが幸せになる！」をスローガンとして、主に富士市で働く外国人の生活サポート・日本語教育・レクリエーションを実施しています。外国人の生活サポート・キャリア支援に関する豊富な経験が弊社の魅力であり、特定技能外国人、技能実習生に対して定期的・継続的なサポートを行っています。

富士山メソッドプロジェクトの
活動や取り組みはこちら →



② 専門家との充実した連携

弊社代表が経営する社会保険労務士事務所「社労士オフィスロード」と提携しています。また、外国人雇用にに関して実績のある技能実習生受入組合、行政書士、税理士、外国人送り出し機関等とパートナーシップを組んでおり、あらゆるトラブルに対して、誠実で粘り強い対応に努めています。



まずは、お気軽にご相談ください！

☎ 0545-88-2701 受付時間：平日 8:30~16:30

今すぐメールで無料相談



株式会社Roadコンサルティング 〒416-0907 静岡県富士市中島416番地の4 登録支援機関登録番号 23登-008666

事業内容：人材育成事業 / キャリア支援事業 / 人事コンサルティング事業 / 外国人材向け生活支援事業



株式会社
Road コンサルティング

特定技能外国人雇用までのステップ

STEP 1

御社の経営理念・業務内容
必要な能力などを
ヒアリング



STEP 2

御社に合った
特定技能外国人をご紹介
採用面接の実施



STEP 3

採用決定
教育や移動期間を経て、
就労開始



Roadコンサルティングの魅力!

STEP 4

専門家による日本語教育、
面談、生活支援、レクリエーションなど、
適応のためのサポートを定期的に実施



特定技能外国人を雇用できる12分野(14業種)

1 介護

2 ビルクリーニング業

3 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野

4 建設業

5 造船・船用工業

6 自動車整備業

7 航空業

8 宿泊業

9 農業

10 漁業

11 飲食料品製造業

12 外食業



特定技能外国人に対して、受入企業は10の支援を行う義務があります

最長5年間日本で就労することができる特定技能1号外国人を雇用すると、受入企業には「10の支援」を実施する義務が発生します。義務的支援として定められているのは、以下の10項目です。 ※「特定技能2号」に移行すると10の支援の義務は無くなります。

① 事前ガイダンス

在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明

② 出入国する際の送迎

入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③ 住居確保・生活に必要な契約支援

連帯保証人になる・社宅を提供する等
銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を
案内・各手続の補助



④ 生活オリエンテーション

円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、
公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤ 公的手続等への同行

必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行
書類作成の補助



⑥ 日本語学習の機会の提供

日本語教室等の入学案内
日本語学習教材の情報提供等



⑦ 相談・苦情への対応

職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等

⑧ 日本人との交流促進

自治会等の地域住民との交流の場や、
地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨ 転職支援(人員整理等の場合)

受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや
推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な
行政手続の情報の提供

⑩ 定期的な面談・行政機関への通報

支援責任者等が外国人及びその上司等と
定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報

